

間々田商工会会館使用規約

【申込方法】

会館内会議室を利用希望の場合は、お電話又は、来所の上予約状況をご確認ください。

正式な予約の際には、申込書に必要事項記載の上、料金を添えて直接当商工会にお申込みください。

【使用料】

会場使用料金等は別に定める料金表によるほか、次の規程によります。

(1) 使用契約を取り消された場合は違約金を申し受けます。

使用日から前日まで 使用料の全額

(2) 重量物の搬入並びに特別の設備を使用するときは、あらかじめ当所の承諾を得てください。

この場合、当所が費用を要したときは、その実費を申し受けます。

お支払いは、使用日までに、事務局にてお支払ください。

【契約取消】

下記のいずれかに該当した場合には、会場使用契約成立後または、使用中であっても、契約を取消し、使用を中止させていただきます。ただし、お断りによる損害等の責任は負いません。

(1) 申込書に記載の使用目的以外に使用したとき。

(2) 申込書に虚偽の社名、氏名で申し込みをしたとき。

(3) 使用時間が当所の承諾なく申し込みの時間を超過したとき。

(4) 会場内外が喧騒にわたり、他のお客様や近隣地域に迷惑をおよぼす事態が発生したときまたはその発生が予想されるとき。

(5) 建物保持上不相当と認めるとき。

(6) 公序良俗を損し、また、管理上支障があると認めるとき。

(7) 大地震の警戒宣言、新型インフルエンザ警戒宣言など、緊急事態の発生により、当所が会場の使用を不相当と認めるとき。

(8) 当商工会の緊急を要する会議又は催し物が発生したとき。

(9) その他当会が不相当と認めるとき。

【禁止事項】

(1) 会場の使用権を譲渡又は転貸してはならない。

(2) 会場等の内外において、寄付の募集、飲食物の販売はお断りします。なお、掲示、物品の配布、販売、宣伝、撮影、録音等を行う場合は、必ず当所までご連絡ください。

(3) 政治活動、宗教の布教活動等は、原則お断りしておりますので、あらかじめご了承ください。

(4) 定員外の入場は、使用者側で責任をもって禁じていただきます。

(5) 火気を必要とする催物はお断りいたします。

(6) 発火物、爆発物等、危険物の持ち込みは、ご使用者側で禁止を徹底していただきます。

(7) 非会員による営業活動はお断りいたします。

【賠償責任】

- (1) 使用者は、会場等の使用に際し、施設又は設備をき損又は亡失した場合は、その損害を弁償していただきます。
- (2) 当会は、上演物に関する著作権等の知的財産権に関する問題等について一切の責任を負いません。
- (3) 使用者側に対してデモ等の事態が発生した場合または予想される場合は、当会で一方的に契約を取り消すことがあります。ただし、その際の損害の責任は一切負いません。

【お願い】

- (1) 利用者は、貸会議室の下見、調査等が必要なとき、事前にお申し出ください。当所が調査等の実施内容や目的等について必要と認めた場合に許可する場合があります。
- (2) 不時の災害に備えて、使用者は非常口の場所、誘導方法、消火設備等を前もってご承知おきください。
- (3) 会場その他場所は清潔にしてください。また、火災、盗難等には特にご注意願います。
万が一盗難、紛失した場合は、当所は一切責任を負いません。
- (4) 会場設備を一部変更した場合は、使用后必ず使用前の状態にもどしてください。
- (5) 来場者の受付、案内、携帯品の預り等、一切の世話は、使用者側で行ってください。
- (6) 緊急連絡の場合は、事務局へご連絡ください。
- (7) 荷物・貴重品などは使用者側の責任で管理してください。
万が一盗難、紛失した場合は、当所は一切責任を負いません。
- (8) 机、椅子のレイアウトの変更は可能ですが、原状復帰も御客様ご自身でお願い致します。